

今度ナル其の他後ヲ改正せん事デアル云々

神宮寺ラリマン組合 三 完 加 市

好景氣時代ニ爭議カ起ツテ又早ク解決スルニ資
本家カ労働者ノエトライキニヨリテ休業スルト大ニ損ヲ
スル与チ々労働者ヲ優遇シテス尚得タル方ヲ措ク為
テアル不景氣時代ニ資中家カ労働階級ニ其ノ損ヲ
負ハスカウ遺留カ家カ第一ニ排外的トナルデア
レシハ第一級ノツクノ解決スルニ困難アリ故ニ階級
儀ヲ変更シテケレム事後ハ止マタイ為俸給生活者
カ日覺メテ之シカラハ労働者諸君ト同一歩調ニ進
マヌハテラ又又カ商人カ包含シテ労働者ト共ニ進
マヌハテラ又 俸給生活者及商人達又此ノ爭議ヲ
接ヤネイトラ又資中家カ被憲ト共固シテ労働者ヲ

圧迫スルカラ若々ハ労働者諸君ノ團結ヲ望ム

神宮寺同労働組合長 奥田 宗太郎

此爭議ハ商権内労働者全体ノ責任デアラカラ極力
應援ヤヌトテラ又現在ニ於ケル全函ノ爭議ハ政
令住下及對運動デア
ルヲ以テ資中家カ并第カ資中家ノ昔日我像ヲ改
テシメズ此ノ防禦ハ我ハニサニ辛兼ナモノテアルト
テ

裏切者優遇或ハ一種ノ権カヲ利用シテ圧迫スル
テ資中家ノ暴圧ヲ難シ重ニ資中家カ之ヲ
以テ解テハ是ノ身カカ現在ニ於テハ其ノ身カ
ナイ故ニ終シ軍警中家カ自覺リ促スルノ權
全労働者カ一カニシテ其ノ權ヲ行使スル
ル